

はじめに

社会保険労務士という立場から建設業のお客様のお手伝いをすることが増え、知れば知るほど、この業界の成り立ち、奥深さ、そしてこの業界が私たちの生活にとっていかに重要な存在であるかということを感じるようになりました。そのなかで私自身がこの業界についてもっと横断的に学ばないといけないと強く感じたのは、社会保険未加入問題の実態を知った時でした。

社会保険労務士の立場で保険加入の相談というのは、決して難しいものではないのですが、建設業においては建設国保に加入されている方も多くいること、社会保険の適用事業所になったとしても適用除外申請というものがあることを知りました。社会保険のプロとして仕事をしていたつもりが、まだまだわからないことがあると知って、このままではお客様に適切なアドバイスができないと痛感しました。それだけではなく、働き方をみると明らかに「雇用」であると思っていた方が、実は一人親方であったりと、建設業の働き方には謎が深まるばかりです。雇用なのか請負なのかといった働き方の問題に加え、ゼネコン主体の大きな現場で働く方もいれば、工務店として一般のお客様を直接相手に働いている方もいて、現場ごとにも特性は異なります。一言で「建設業」といってもあまりにも幅が広く、それぞれの特性を理解しないと、適切なアドバイスをすることが難しいと知りました。

また、社会保険労務士の立場では、労務管理や保険のことが中心となります。建設業においては、建設業許可や外国人労働者の関係では行政書士の先生方、雇用と請負の問題については社会保険労務士側の労務上のリスクだけではなく、税務上のリスクも知る必要があり、税理士の先生方の知識も必要になります。さらには下請法に関しては弁護士の先生方との連携も重要です。そのため、この業界のお手伝いをするには、社会保険労務士という立場からの見方だけではなく、各士業の先生と連携をとらなければなりません。そして何よりも建設業のお客様のサポートをしていくためには、この業界の特徴を知り、個々の会社に寄り添いながら課題解決をしていくことが必要であると感じています。

今回、日本法令様よりこのようなご縁を頂き、まだまだ一部ではあります、少しでもこの業界に関わる方や、業界を横断的に理解していたしたことのお手伝いができればと思っております。

2023年11月

櫻井好美

凡 例

本書では、法令等の表記につき、本文等で以下のように省略しています。

正式名称	略 称
強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法	国土強靭化基本法
建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律	建設職人基本法
公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律	入契法
公共工事の品質確保の促進に関する法律	品確法
育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律	育児・介護休業法
次世代育成支援対策推進法	次世代法
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律	労働者派遣法
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	女性活躍推進法
青少年の雇用の促進等に関する法律	若者雇用促進法
出入国管理及び難民認定法	入国管理法

※令和5年11月時点の法令に基づいています。

目次

第1章

建設業界の全体像を知る

I 建設業の社会的な役割	2
1 建設業の社会的な役割／2	
2 建設業界の企業規模と年齢構成／3	
II 建設業界の分類	5
1 町場・野丁場・新丁場とは／5	
2 建設は土木と建築に分かれる／6	
3 土木は官庁工事と民間工事に分かれる／7	
4 建築は公共工事と民間工事に分かれる／8	
III 重層下請構造の仕組み	9
1 重層下請構造とは／9	
2 元請会社と下請会社の違い／9	
3 住宅業界の場合／11	
4 建設現場に関わる職種／13	
IV 建設業界団体の役割	17
1 建設業界にある各種団体／17	
2 日建連（一般社団法人 日本建設業連合会）／17	
3 元請団体／19	
4 専門工事業団体／20	
5 全建総連（全国建設労働組合総連合）／21	

V 建設業に関する主な法律	22
1 新・扱い手3法／22	
2 国土強靭化基本法／25	
3 建設職人基本法／26	
VI 労務管理からみる最近の建設業界の流れ	28
1 社会保険未加入問題／28	
2 建設キャリアアップシステム（CCUS）／31	
3 働き方改革／32	

第2章

下請指導からみる労務管理

I 社会保険未加入問題	36
1 標準見積書とは／36	
2 法定福利費とは／38	
3 施工体制台帳からみる適切な保険／41	
4 社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン／44	
II 建設キャリアアップシステム（CCUS）	54
1 建設キャリアアップシステム（CCUS）とは／54	
2 建設キャリアアップシステム（CCUS）の目指すもの／56	
3 建設キャリアアップシステム（CCUS）普及に向けた推進／57	
4 建設キャリアアップシステム（CCUS）におけるレベル別年収／60	
5 建設キャリアアップシステム（CCUS）導入における事業所のメリット／65	
6 海外の建設技能労働者との比較／67	

III 働き方改革 70

- 1 建設業界の働き方の現状／70
- 2 働き方改革スケジュール／73
- 3 時間外労働の上限規制／74
- 4 労働時間把握の実効性確保／89
- 5 年次有給休暇の年5日取得義務／91
- 6 賃金請求権の消滅時効の延長／97
- 7 同一労働同一賃金／97
- 8 月60時間超の時間外労働の割増率引上げ／98

第3章 建設業法からみる建設業

I 建設業 102

- 1 許可が必要な29業種／102
- 2 一般建設業許可と特定建設業許可の違い／103
- 3 建設業許可の要件／104
- 4 建設業許可の更新／106

II 経営事項審査（経審） 107

- 1 経営事項審査（経審）とは／107
- 2 令和5年経営事項審査の主な改正点／108
- 3 建設業退職金共済制度（建退共）加入による加点／113

III 施工体制台帳 115

- 1 施工体制台帳とは／115
- 2 労務安全書類（グリーンファイル）とは／116

第4章 建設業の課題

I 重層下請構造	120
1 重層下請構造の問題点／120	
2 持続可能な建設業に向けた環境整備検討会／122	
II 一人親方問題	125
1 一人親方の現状／125	
2 一人親方のメリットと懸念事項／126	
3 雇用と請負の違い／126	
4 一人親方問題に関する検討会／127	
5 労務上の一人親方を外注とするリスク／128	
6 税務上の一人親方を外注とするリスク／128	
7 インボイス制度／130	
8 これからの人親方／133	
III 日給月払い制	134
1 日給月給制といっているが、実際は日給月払い制／134	
2 所定労働日が決まっていない／135	
IV 建設業は派遣ができない	136
1 建設業と労働者派遣法／136	
2 職業紹介事業／136	
3 労働者供給事業／137	

V 建設業界の常識 141

- 1 徒弟制度とは／141
- 2 応援とは／141
- 3 手間請とは／143
- 4 常用（常備）とは／143
- 5 材工一式とは／143

第5章 適切な保険について

I 保険の全体像 146

II 労働者災害補償保険（労災保険） 147

- 1 労働者災害補償保険（労災保険）とは／147
- 2 労災保険の適用事業所／148
- 3 特別加入制度とは／151
- 4 労災保険の給付／154

III 雇用保険 159

- 1 雇用保険の適用／159
- 2 雇用保険料／161
- 3 雇用保険の給付／161

IV 医療保険 164

- 1 医療保険の仕組み／164
- 2 社会保険（医療保険+年金保険）の適用事業所／165
- 3 社会保険（協会けんぽ+厚生年金保険）／166
- 4 社会保険（医療保険+年金保険）の被保険者／166
- 5 被扶養者／167
- 6 社会保険料／168

7 健康保険（協会けんぽ）の保険給付／170	
8 国保組合／171	
V 年金制度	174
1 年金の種類と対象者／174	
2 年金の給付／175	
VI 適切な保険	176
1 適切な保険とは／176	
2 健康保険被保険者適用除外／176	

第6章 建設業の労務管理

I 建設業の特色	180
1 出面表の管理／180	
2 天候に左右される仕事／181	
3 災害時の対応／181	
4 除雪作業の取扱い／182	
5 現場技術者と技能労働者の働き方の違い／183	
II 外国人労働者	185
1 外国人の雇用／185	
2 技能実習の仕組み／186	
3 特定技能の仕組み／187	
III 建設労働組合	188
1 建設労働組合の役割／188	
2 建設労働組合の仕事／189	

第7章 働き方改革実現のために

I 労働時間削減へのステップ	192
1 適正な時間管理／192	
2 時間に対する意識を高める／193	
3 時間外労働削減のための取組方法／195	
4 時間外労働削減の考え方／196	
5 時間外労働の原因を探る／196	
II ルールの見える化	198
1 労働条件の見える化／198	
2 見える化を浸透させるために／202	
3 給与の見える化／205	
4 日給制から月給制へのステップ／208	
III 多様な働き方の検討	221
1 多様な働き方／221	
2 テレワーク／221	
3 週休3日正社員／222	
4 フレックスタイム制／223	
5 兼業・副業／225	
6 高齢者の活用／228	
7 女性の活用／228	
IV 会社のブランド力を高める	230
1 会社のアピールポイント／230	
2 えるほし／230	
3 くるみん／233	
4 ユースエール／235	

V 助成金の活用	238
1 キャリアアップ助成金／238	
2 トライアル雇用助成金／238	
3 人材開発支援助成金／239	
4 人材確保等支援助成金／239	
5 働き方改革推進支援助成金／239	
VI 経営者の決断	240
1 発想を下請から経営者へ転換／240	
2 経営者として考えるべきこと／241	
3 モチベーションアップ／242	
4 教育の重要性／242	
5 最終的な目的は「担い手確保」／244	



第1章

建設業界の全体像を知る

I 建設業の社会的な役割

1 建設業の社会的な役割

日本は豊かな自然に恵まれたとても美しい国です。しかし、地震、台風、豪雨、豪雪等、非常に災害の多い国でもあります。東日本大震災、熊本地震、西日本・九州での豪雨災害と、常にどこかで災害が起きている状況であり、東日本大震災では1万5,900人の死者が出ました。このような国土で「安心」「安全」「快適」な暮らしを守るために、防災・減災の対策を推進することは非常に重要です。また今後30年で南海トラフ地震や首都直下型地震が起きる確率は70%といわれています。実際、自分の身の回りで災害が起きてしまったら、生活のインフラが断絶され、住む場所にさえ困ることがあるのです。こうした災害時のインフラを真っ先に整備してくれるのが建設業に関わる人たちです。

もちろん、生活の基盤を支える道路、病院、公共施設、学校等の施工、また快適に暮らすための商業施設、私たちに夢を与えてくれるテーマパーク等にも建設業が関わっています。建設業は、私たちの暮らしや経済活動を支える必要不可欠な存在なのです。

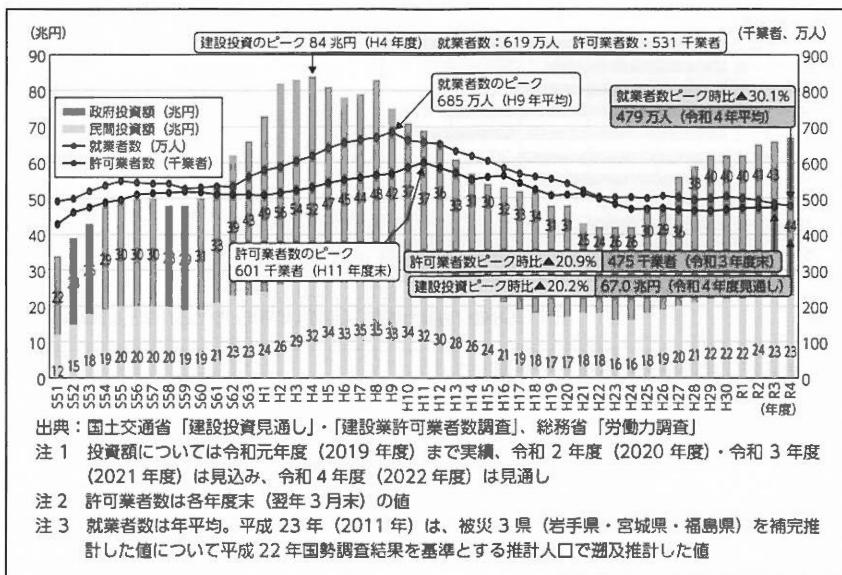
にもかかわらず、建設業の人手不足は深刻な状況に陥っています。日本全体が少子高齢化による人手不足ですが、とりわけ建設就業者においては高齢化率が高く、若年者の入職も減っているため、担い手確保が急務です。

2 建設業界の企業規模と年齢構成

今、建設業は深刻な人手不足や超高齢化といった問題を抱えています。建設投資額は、ピーク時の平成4年度の約84兆円から平成23年度は約42兆円まで落ち込みましたが、令和4年度は約67兆円まで回復する見通しとなっています(▶図表1-1)。しかしながら、建設業就業者数については、令和4年平均は479万人となり、ピーク時から約30%の低下と、減少を続けています。

■建設投資、許可業者数及び就業者数の推移

[図表1-1]

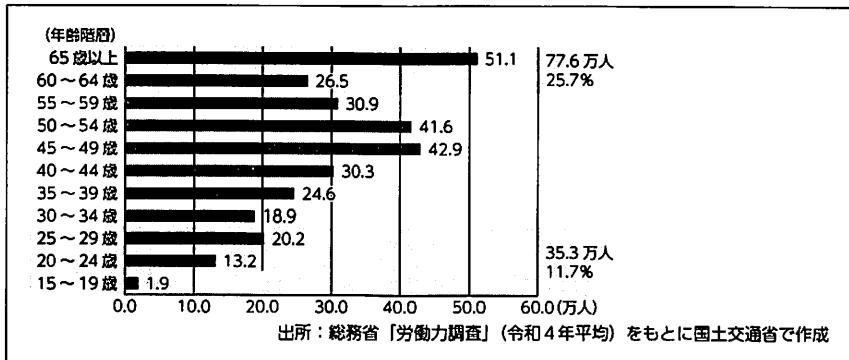


国土交通省「建設業を巡る現状と課題」より

年齢構成をみると、建設技能者数のうち60歳以上が占める割合は約26%となっており、これから10年後には建設技能者の1/4がいなくなってしまうという危機的な状況にあります(►図表1-2)。加えて、29歳以下の建設技能者数は全体の約12%という状況をみると、この業界の人手不足の深刻さを認識させられます。業界全体で取り組んでいかなければ、私たちの生活に支障をきたすおそれがあることを、本気で考えなくてはならない時期にきているのです。

■年齢階級別の建設技能者数

[図表1-2]



国土交通省「建設業を巡る現状と課題」より

II 建設業界の分類

1

町場・野丁場・新丁場とは

建設業と一言でいっても、大きな商業施設の建設に携わる人もいれば、個々人の住宅に携わる人もいます。現場によって働き方の特徴は異なり、この違いで呼び方も変わります。一般的に個人の住宅を扱う現場を「町場」、大きなビルの建設等に関わる人たちの現場を「野丁場」、そして、ハウスメーカーが元請となる現場を「新丁場」と呼んでいます。

■町場とは

個人の顧客や小規模の会社から仕事を請けることが多く、主に住宅工事や工務店が扱う現場のことを指します。江戸時代、住宅や商店が集まっている場所を「町場」と呼び、町場（1つの集落）の中での仕事は、同じ町の人に頼むことが習慣となっていました。そのため、家を建てるときは同じ町に住む大工に依頼することになります。また、家を建てる現場を「丁場」といいます。町場の丁場から町丁場となり、それを略して「町場」と呼ぶようになりました。

■野丁場とは

町場に対して、公共工事やゼネコンが扱う大規模工事を指します。江戸時代、お城の増改築などのように大規模で大勢の職人を集めて行う工事のことを「野丁場」と呼んでいたことに由来します。

野丁場と町場は現場の規模が違います。野丁場は工事ごとに分業化して行われ、元請・専門工事業者間のやりとりが中心となりますが、町場は顧客と直接やりとりすることが多いのも特徴です。

■新丁場とは

大手住宅メーカーが分譲住宅建築主であり、下請に町場の一人親方等を使うケースを「新丁場」といいます。町場と野丁場の特徴が混在しているといえます。

2

建設は土木と建築に分かれる

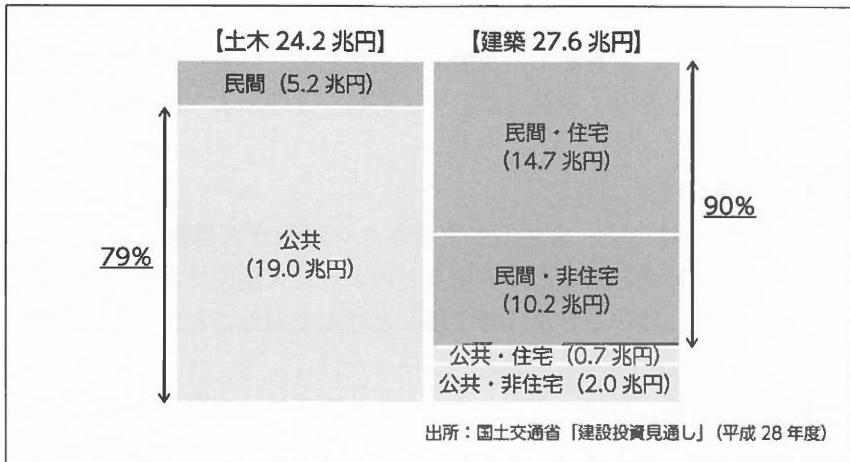
建設業は大きく「土木」と「建築」に分かれます。主に「土木」とは、トンネル、橋、ダム、河川、鉄道、高速道路等、人々が生活をする上で必要な基盤を整備する建設工事をいいます。それに対して「建築」とは、オフィスビル、マンション、工場、商業施設等の建物をつくる建設工事をことをいいます。

[図表 1-3]



■建設投資の内訳

[図表 1-4]



国土交通省「建設産業の現状」より

3

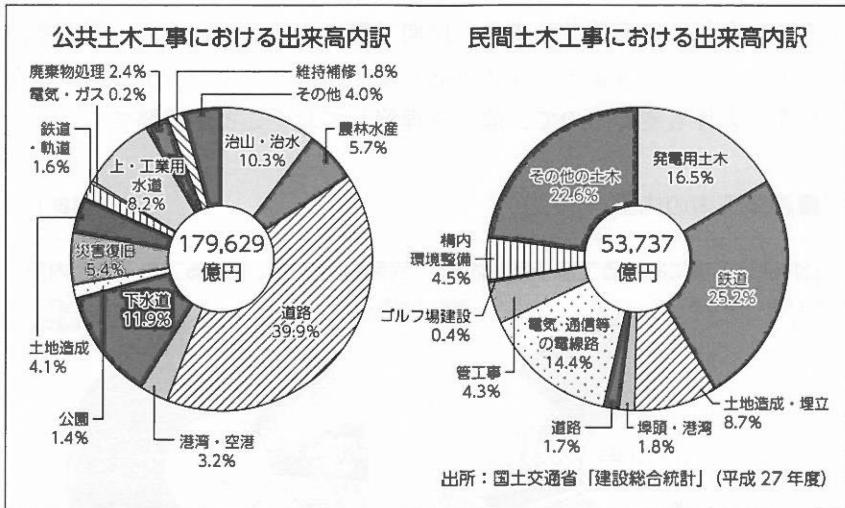
土木は官庁工事と民間工事に分かれる

官庁工事とは、国民の税金を財源とした工事です。そのため、国民が安心・安全に暮らすために必要な施設等をつくっています。主に、道路工事、河川工事、空港工事、港湾工事、鉄道工事、上下水道工事等があります。政府や地方公共団体が主体となって建設しています。

これに対し、民間工事は、企業や個人が費用を出して行う工事をいいます。住宅地や工場建設のための造成工事、商業施設の駐車場工事、電力会社の発電所工事、鉄道会社がレールをつくる軌道工事、ガス会社がガス管を配備する工事、高速道路会社が高速道路を建設・維持管理をする工事などをいいます。

■土木工事の内訳

[図表 1-5]



国土交通省「建設産業の現状」より

4

建築は公共工事と民間工事に分かれる

公共工事とは、国や都道府県、市区町村が税金を予算として行う工事をいいます。工事の例は、公立学校、公立病院、役場等です。

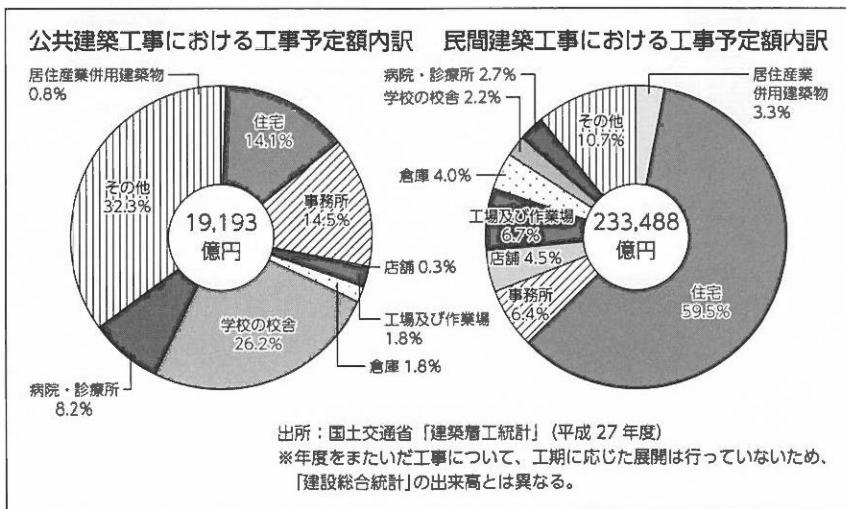
官庁が発注する工事は、一般的に入札により会社が選定されます。公共工事の工事発注までには、資格審査、入札、発注といった流れがあり、ここでいう資格審査が経営事項審査（以下、「経審」といいます）です。公共工事の入札に参加するには、建設業許可と経審が必須です。

民間工事とは、企業や個人の資金を財源として行う工事をいいます。財源が企業の資金の例は、オフィスビル、マンション、工場、店舗等です。個人の資金の例は、個人邸や賃貸マンション、アパート等です。

民間工事は、適正な品質を担保し、安全な建築物を企業や個人に提供することを目的に実施されます。民間工事に入札はないため、建設業許可は求められても経審までは必要ありません。どの専門工事に携わるかで必要な要件も変わるので、違いを理解しておくことが重要です。

■建築工事の内訳

[図表 1-6]



国土交通省「建設産業の現状」より

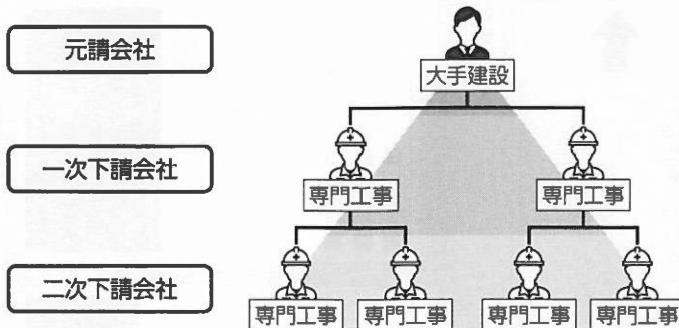
III 重層下請構造の仕組み

1

重層下請構造とは

建設業においては、1つの会社がすべての施工を行うわけではありません。工事全体の総合的な管理監督機能を担う元請会社のもとに、中間的な施工管理や労務の提供、その他の直接工事を担う一次下請、二次下請、さらにそれ以下の次の次数の下請会社が連なって形成される重層下請構造になっています。

[図表 1-7]



2

元請会社と下請会社の違い

元請とは、発注者から直接仕事を請け負うことをいいます。これに対して下請とは、元請から仕事を請け負うことをいいます。

元請会社は総合工事業者ることをいい、ゼネラル・コントラクターの略称のゼネコンと呼ばれています。基本的な仕事は、施工管理・原価管理・品質管理・工程管理・安全管理です。

■建設業の重層下請構造

[図表 1-8]

建設産業の生産システムは、屋外における単品・受注生産
各現場ごとでその規模・内容が異なり、1件ごとに受注してはじめて生産が行われるシステム
→工事により必要となる職種が異なる
→工事量が発注者の動向、経済情勢により大きく左右
→最大の工事量を前提とした労働力・機械を有することは企業にとって大きな負担

重層下請構造の形成

総合的管理監督機能を担う総合工事業者（元請）と直接施工機能を担う多くの専門工事業者（下請）からなる分業関係を基本とするネットワーク型の重層構造

→受注した工事の規模・内容に応じて必要な労働力・機械を調達

建設工事の施工形態のイメージ

(ビル工事の例)

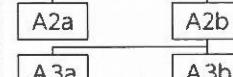
専門工事業（基礎）

- 杭打ち工事

1次下請

2次下請

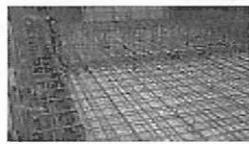
3次下請



(杭打ち工)

専門工事業（躯体）

- 型枠工事
- 鉄筋工事
- コンクリート工事



(鉄筋工)

専門工事業（仕上）

- 塗装工事
- 内装仕上工事
- 防水工事



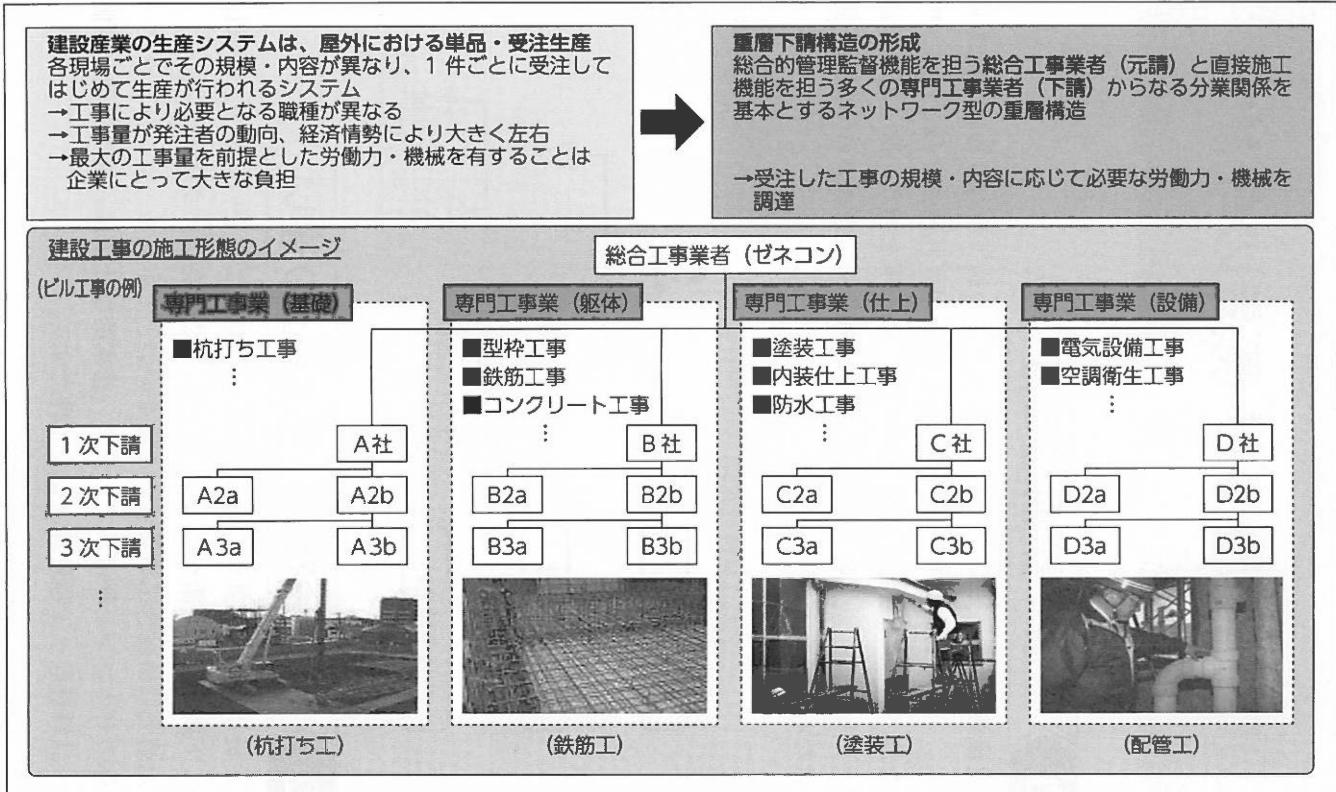
(塗装工)

専門工事業（設備）

- 電気設備工事
- 空調衛生工事



(配管工)



国土交通省「建設業の働き方改革について」より